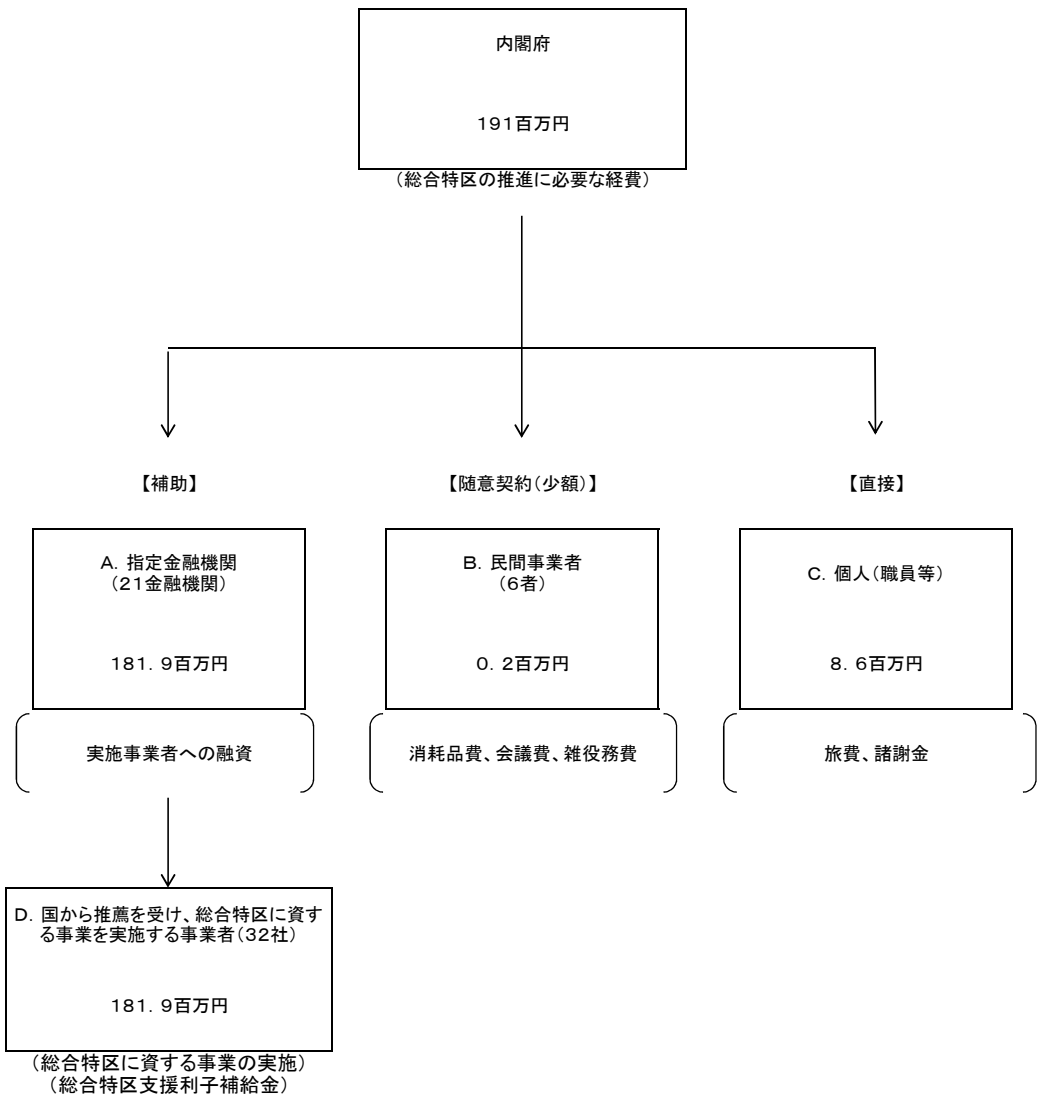


平成26年行政事業レビューシート (内閣府)

事業名	総合特区計画に基づく支援措置等に必要経費		担当部局	政策総括官(経済財政分析担当)		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	平成23年度・終了(予定)なし		担当課室	地域活性化推進室		参事官 宇野善昌 参事官 長屋正人		
会計区分	一般会計		政策・施策名	25 総合特区の推進(政策6-施策⑧)				
根拠法令(具体的な条項も記載)	総合特別区域法 (平成23年6月22日成立)		関係する計画、通知等	日本経済再生に向けた緊急経済対策 (平成25年1月11日閣議決定)				
事業の目的(目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	地域の責任ある戦略、民間の知恵と資金、国の施策の「選択と集中」の観点を最大限活かすため、規制の特例措置及び税制・財政・金融上の支援措置等を総合的な政策パッケージとして実施することで、産業の国際競争力の強化及び地域の活性化を目的とする。							
事業概要(5行程度以内。別添可)	地域の包括的・戦略的な取組を、規制の特例措置、税制・財政・金融上の支援措置により、地域の実情に合わせて総合的に支援するとともに、総合特区ごとに組織される国と地方の協議会を通じて、プロジェクトの推進に必要な措置を講じるものである。総合特区は、地域が目指す政策課題の解決に向けた取組に先駆性等が認められるものを総合特区として指定し、その考え方について、国際戦略総合特区にあっては、国際競争力強化方針、地域活性化総合特区にあっては、地域活性化方針としてそれぞれ定めた上で、必要となる規制の特例措置等の在り方について、国と地方の協議会を通じ、政府の各関係行政機関からの代替案の提示も含めプロジェクトの推進を図り、具体化した規制の特例措置等について、国際戦略総合特別区域計画又は地域活性化総合特別区域計画として、具体事項を定めた計画を認定し、各種施策を集中実施するもの。 また、民間事業者による総合特区の取組みを推進するため、認定を受けた計画に資する事業を実施する事業者が指定金融機関から資金を借り入れる場合、利子補給金を支給するもの。(5年間、利子補給率0.7%)							
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託・請負 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額(単位:百万円)	予算の状況	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求		
		当初予算	166	188	315	472		
		補正予算	▲83	▲64	-	-		
		前年度から繰越し	-	-	-	-		
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-		
		予備費等	-	-	-	-		
	計	83	124	315	472			
執行額	3	51	191					
執行率(%)	3.6	41.1	60.6					
成果目標及び成果実績(アウトカム)	成果指標		単位	23年度	24年度	25年度	目標値(28年度)	
	認定国際戦略総合特別区域計画について、指定地方公共団体等に対する調査もしくは当該団体による自己評価で、最終計画年度の目標値に対する達成度の平均を、平成24年度に10%、平成25年度に30%、平成26年度に50%、平成27年度に70%、平成28年度(最終計画年度)で90%を目標とする。平成24年度においては、1次指定の特区が数値目標として掲げる項目(20項目)の実績値の最終目標値に対する割合の全体平均値から積算した結果、達成度は220%であった。	成果実績	%	-	22	-		
		目標値	%	-	10	30	90	
		達成度	%	-	220	-		
	認定地域活性化総合特別区域計画について、指定地方公共団体等に対する調査もしくは当該団体による自己評価で、最終計画年度の目標値に対する達成度の平均を、平成24年度に10%、平成25年度に30%、平成26年度に50%、平成27年度に70%、平成28年度(最終計画年度)で90%を目標とする。平成24年度においては、1次指定の特区が数値目標として掲げる項目(31項目)の実績値の最終目標値に対する割合の全体平均値から積算した結果、達成度は350%であった。	成果実績	%	-	35	-		
		目標値	%	-	10	30	90	
達成度		%	-	350	-			
活動指標及び活動実績(アウトプット)	活動指標		単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込	
	規制の特例措置について、第1次から第4次指定区域から「国と地方の協議」として提案された規制の特例措置に係るフォローアップにおいて、各省と提案の取組実現に向けて前向きに検討するに至った提案(法令等の改正が行われたもの、改正を今後行うもの、現行法令で対応できるものなど)件数の増加を目指す。	活動実績	件	-	254	-	-	
		当初見込み	件	-	-	-	-	
単位当たりコスト	算出根拠		単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込	
	執行額÷総合特区指定地域		単位当たりコスト	千円	5,028千円	1,159千円	3,973千円	9,836千円
	計算式		/	執行額(165,940千円)÷特区指定区域(33地区)	執行額(50,996千円)÷総合特区指定地区(44地区)	執行額(190,716千円)÷総合特区指定地区(48地区)	執行額(472,159千円)÷総合特区指定地区(48地区)	
平成26・27年度予算内訳(単位:百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由				
	諸謝金	4.4						
	職員旅費	4.6						
	委員等旅費	3.8						
	庁費	1.3						
	総合特別区域調査委託費	10.6						
	総合特区支援利子補給金	447.4						
計	472.2							

事業所管部局による点検・改善						
	項目		評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	・総合特区は先駆的取組を行う実現可能性の高い区域に国の資源を集中するもので、地方自治体等へ委任できる性格のものではない。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○			
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○			
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	・利子補給金においては「交付要綱」「手続の手引き」により、手続き、交付先の要件、支給率等を定め、適正な手続きをおこなっている。 ・その他の費目は、区域の指定に係る諸謝金、制度周知のための庁費であり、制度の実施に際して最低限必要なものとなっている。 ・(不用率について) 利子補給制度において、申込みが年度後半に集中したこと、また、新規契約が見込みを下回ったことにより、支給実績が当初見込額を下回った。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○			
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○			
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-			
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○			
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		○			
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	・利子補給金においては「交付要綱」「手続の手引き」により、手続き、交付先の要件、支給率等を定め、適正な手続きをおこなっている。 ・その他の費目は、区域の指定に係る諸謝金、制度周知のための庁費であり、制度の実施に際して最低限必要なものとなっている。		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○			
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		-			
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-	-		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
	-	-	-			
点検・改善結果	点検結果	総合特別区域法及び総合特別区域基本方針に規定された総合特区の指定に係る経費、総合特区制度説明会の経費、また、総合特区推進のための民間事業者が金融機関から借入れを行う際の利子補給に関する手続きを適切に行った。今後も、地域の取組について、地域の実情に合わせて総合的、効率的な支援になるよう、実施状況や効果を踏まえ、適切に実施していく。				
	改善の方向性	利子補給金については、制度の周知等により着実に浸透が進んでいるところ。 本利子補給金は、融資後5年間で支給対象としており、過年度に締結した利子補給金に加え、新年度の新規契約があるため、利子補給金予算額の増加が見込まれる。利子補給金により、小さな予算で民間投資や雇用を誘発することが可能であり、引き続き本制度の活用を図ることとしたい。				
外部有識者の所見						
行政事業レビュー推進チームの所見						
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成23年	180	平成24年	51	平成25年	32

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を  
しているかについて補足する)  
(単位：百万円)

A.株式会社 日本政策投資銀行			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
利子補給金	総合特区に資する事業の実施者に対する融資に係る利子補給金	64			
計		64	計		0
B.扶桑速記印刷(株)			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
雑役務費	速記料	0.2			
計		0.2	計		0
C.個人(職員等)			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
諸謝金及び委員等旅費	諸謝金及び委員等旅費に係る源泉所得税	0.7			
計		0.7	計		0
D.A株式会社			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
利子補給金	指定金融機関との間で行われた融資に係る利子補給金	26			
計		26	計		0

費目・使途  
 (「資金の流れ」に  
 おいてブロックごと  
 に最大の金額が  
 支出されている者  
 について記載す  
 る。費目と使途の  
 双方で実情が分  
 かるように記載)

## 支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	株式会社 日本政策投資銀行	利子補給金	63.7	—	—
2	株式会社 三井住友銀行	利子補給金	22.3	—	—
3	株式会社 みずほ銀行	利子補給金	21.9	—	—
4	株式会社 三菱東京UFJ銀行	利子補給金	18.9	—	—
5	北海道信用農業協同組合連合会	利子補給金	14.1	—	—
6	株式会社 福岡銀行	利子補給金	6.9	—	—
7	株式会社 北洋銀行	利子補給金	6.2	—	—
8	株式会社 北九州銀行	利子補給金	5.9	—	—
9	株式会社 西日本シティ銀行	利子補給金	3.6	—	—
10	株式会社 北海道銀行	利子補給金	2.5	—	—

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	扶養速記印刷(株)	速記料	0.2	—	—
2	個人A	総合特別区域指定書授与における記念写真撮影業務	0.03	—	—
3	東京コカ・コーラボトリング(株)	内閣本府における会議等に供する飲料等の提供	0.01	—	—

C.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	麹町税務署	諸謝金及び委員等旅費に係る源泉所得税	0.7	—	—
2	個人A	諸謝金及び委員等旅費	0.6	—	—
3	個人B	諸謝金及び委員等旅費	0.5	—	—
4	個人C	諸謝金及び委員等旅費	0.5	—	—
5	個人D	諸謝金及び委員等旅費	0.4	—	—
6	個人E	諸謝金及び委員等旅費	0.4	—	—
7	個人F	諸謝金及び委員等旅費	0.4	—	—
8	個人G	諸謝金及び委員等旅費	0.4	—	—
9	個人H	諸謝金及び委員等旅費	0.3	—	—
10	個人I	諸謝金及び委員等旅費	0.3	—	—

D.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	株式会社A	利子補給金	25.6	—	—
2	株式会社B	利子補給金	19.2	—	—
3	株式会社C	利子補給金	17.3	—	—
4	株式会社D	利子補給金	13	—	—
5	株式会社E	利子補給金	12	—	—
6	株式会社F	利子補給金	9	—	—
7	株式会社G	利子補給金	7.5	—	—
8	株式会社H	利子補給金	7.4	—	—
9	株式会社I	利子補給金	5.5	—	—
10	株式会社J	利子補給金	5.4	—	—